

「芸術・文化の薫るまち・灘」魅力発信事業補助金交付要綱

令和7年3月13日 灘区長決定

(目的)

第1条 この要綱は、「芸術・文化の薫るまち・灘」魅力発信事業に関する経費について、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

(対象事業)

第2条 補助対象事業は、文化・教育施設が集積する灘文化軸(摩耶山麓からHAT神戸)またはミュージアムロード(王子動物園から県立美術館)周辺（以下、「対象地域」という）の地域資源を活用し、「芸術・文化の薫るまち・灘」の魅力発信や賑わいを創出する、対象地域において実施する集客・交流イベントとする（以下、「補助事業」という）。

(対象者)

第3条 補助事業の対象となる者は、以下のいずれにも該当する者とする（以下、「補助事業者」という）。

- (1) 団体規約等を有し、事業責任者、会計責任者等を明確にしている実行組織であること
- (2) 対象地域の文化・教育施設や地域団体・学生等の地域人材、店舗等と連携し、補助事業を遂行する能力があること
- (3) 宗教的活動または政治的活動でないこと
- (4) 神戸市の基本計画等に反する活動でないこと
- (5) 法令に違反する活動でないこと

(対象期間)

第4条 補助の対象となる期間は、4月1日から翌年の3月15日までとする。

(対象経費)

第5条 対象となる経費は、補助事業者が当該年度内に実施する補助事業に要する経費のうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 需用費 印刷、発送、記録や消耗品等に要する費用
- (2) 使用料 会場使用料、活動に必要とされる機器・機材の借上料
- (3) 役務費 保険料、会場設営費等の人手を要する費用
- (4) 謝金 講師やアドバイザー等への謝金
- (5) 旅費 活動にかかる交通費
- (6) 委託料 調査等の委託料
- (7) その他区長が必要と認める経費

2 補助事業実施当日に荒天や天変地異、その他予期せぬ事情により補助事業の実施が不可能となった場合、区長は、その準備にかかった費用について内容を精査し、補助対象経費とするこ

とができる。

3 前2項の規定に関わらず、次の各号に掲げるものは、対象から除外する。

- (1) 飲食費、打ち上げ、レセプション等にかかるもの
- (2) 領収書がないなど使途が不明なもの
- (3) 団体を運営するための経費
- (4) その他区長が適当でないと思えたもの

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費の2分の1以内かつ500,000円を超えない額(千円未満は切り捨てるものとする)を限度とする。

(交付申請)

第7条 申請者は、補助金規則第5条第1項に基づき補助金の交付を申請するときは、次に掲げる書類を別に定める期間内に区長まで提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 事業責任者、会計責任者が確認できるもの(団体規約や定款、構成員名簿等)
- (3) 事業計画書(様式第1号 別紙)
- (4) 補助事業に係る収支予算書

(申請内容の審査)

第8条 区長は、申請内容について書面による審査を行い、第2条および第3条の要件に明らかに該当しないと認められる場合は、理由を付して、不採択として補助金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に対して通知する。

2 区長は、前項により不採択とならなかった申請者に対し、企画提案会を開催し申請内容について説明を求めることができる。

3 区長は、前項の企画提案会の開催にあたり審査員を市職員より指定する。

4 審査員は、申請内容に対して目的、地域性、実現性、発信力について意見を述べることができる。

(交付の決定)

第9条 区長は、補助金規則第6条による補助金の交付決定を行うときは、次に掲げる書類により速やかに申請者に通知するものとする。

- (1) 補助金交付予定額決定通知書(様式第2号)
- (2) その他区長が必要と認める書類

2 区長は、補助金規則第6条第3項による補助金の交付が不適當である旨の通知を行うときは、次に掲げる書類をもって申請者に通知するものとする。

- (1) 補助金不交付決定通知書(様式第3号)
- (2) その他区長が必要と認める書類

(補助事業の変更等)

第 10 条 補助事業者は、補助金規則第 7 条第 1 項第 1 号に掲げる承認を受けようとするときは補助金交付決定内容変更承認申請書(様式第 4 号)を、同第 2 号に掲げる承認を受けようとするときは補助事業等中止(廃止)承認申請書(様式第 5 号)を、区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めるときは、その旨を補助金交付決定変更通知書(様式第 6 号)又は補助事業等中止(廃止)承認通知書(様式第 7 号)により、補助事業者へ通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第 11 条 補助事業者は、補助金規則第 15 条に基づき補助事業等の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を当該補助事業等の完了後、速やかに区長まで提出しなければならない。

- (1) 補助事業等実績報告書(様式第 8 号)
- (2) 事業の実施状況がわかる書類
- (3) 補助事業等に係る収支決算書
- (4) 領収書(または請求書と振込書)原本

(交付額の確定)

第 12 条 区長は、補助金規則第 16 条による補助金の交付額の確定を行ったときは、次に掲げる書類により、速やかに補助事業者等に通知するものとする。

- (1) 補助金額等確定通知書(様式第 9 号)
- (2) その他区長が必要と認める書類

2 区長は、補助金額等確定通知書通知後、速やかに補助金を採択団体へ支払うものとする。ただし、区長が必要と認める場合は補助金交付額確定通知書の金額を減額修正することができる。

(活動の調査・評価等)

第 13 条 区長は、補助を受けた団体に対し、活動終了後、活動の効果または実績のヒアリングを行うことができる。補助を受けた団体は区長からのヒアリングの求めに応じなければならない。

- 2 区長は、必要と認めるときは、採択団体に対して、活動の関係資料の提出を求め、または、必要な調査を行うことができる。
- 3 区長は、前項の調査等により不適当な事項を発見した場合には、必要な是正措置を求めることができる。

(交付決定の取消し)

第 14 条 区長は、補助金規則第 19 条による補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書(様式第 10 号)により当該補助事業者等に通知するものとする。

2 区長は、前項の規定により補助金の交付を取消した場合において、既に補助金を交付してい

るときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

(代表者の変更)

第 15 条 採択団体は、代表者に変更が生じた場合は、速やかに補助金代表者変更届出書（様式第 11 号）を提出するものとする。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 5 年 5 月 26 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この要綱は、令和 7 年 3 月 13 日から施行する。